

会津若松市新斎場整備運営事業

稼働準備業務委託契約書（案）

令和8年8月

福島県会津若松市

会津若松市新斎場整備運営事業
稼働準備業務委託契約書（案）

- 1 事業名 会津若松市新斎場整備運営事業
- 2 履行場所 会津若松市門田町大字黒岩字石高甲 807 番地外
- 3 履行期間 本契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 契約金額 金●円

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金●円）

ただし、契約の定めるところに従って金額の変更がなされた場合には、
変更後の金額とする。

- 5 契約保証金 添付契約条項第 3 条に記載のとおり

上記の事業について、発注者である会津若松市（以下「発注者」という。）と●●（以下「受注者」という。）とは、発注者と受注者各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な稼働準備業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 9 年 5 月●日

（発注者）

会津若松市

印

（受注者）

●●共同企業体

代表企業
代表取締役

印

構成員
代表取締役

印

構成員
代表取締役

印

構成員
代表取締役

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、募集要項等及び本件提案並びに発注者の指示に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 稼働準備業務は、本施設の運営体制の確立及び教育訓練、稼働準備期間中の維持管理並びにパンフレットの作成により構成され、その詳細は要求水準書の定めるところによる。
- 3 受注者は、契約書記載の契約の履行を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了（募集要項等に定めのある場合は、契約の履行の目的物（以下「成果物」という。）の引渡しを含む。以下同じ。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 4 発注者は、その意図する契約の履行を完了させるため、必要な指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い契約を履行しなければならない。
- 5 受注者は、履行期間中、自らの負担において必要な保険に加入しなければならない。
- 6 受注者は、この約款若しくは募集要項等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、契約の履行を完了させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 7 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この約款及び募集要項等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地の事務所を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 この契約における用語の定義は、この契約で別段の定めがない限り、基本契約（発注者と受注者等との間で締結された令和9年3月●日付基本契約（その後の変更を含む。）をいう。）の定義による。

(稼働準備業務計画書の提出)

- 第2条 受注者は、要求水準書及び別紙1に定めるところにより、稼働準備業務に着手する1か月前までに、募集要項等及び本件提案に基づいて稼働準備計画書を作成し、発注者に提出して承認を得なければならない。稼働準備計画書の内容を変更したときも同様とする。
- 2 発注者は、前項の承認をしたことを理由として、稼働準備業務に関し何らの責任を負担するものではない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）第105条の規定により契約保証金の全部の納付を免除された場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額（単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下同じ。）の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 契約金額の変更があつた場合には、発注者は保証の額が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、10分の1に達するまで保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、成果物、未完成の成果物及び契約を履行する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

- 第5条 受注者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して、又は募集要項等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が募集要項等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 3 受注者は、発注者に対して、契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を書面により通知しなければならない。

（特許権等の使用）

- 第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（モニタリング）

- 第7条 発注者は、募集要項等及び本件提案に基づき契約が履行されていることを確認するため、別紙1に定めるところによりモニタリングを行う。
- 2 受注者は、要求水準書及び別紙1に定めるところにより、募集要項等及び本件提案に従い、稼働準備業務報告書を作成し、業務完了時に発注者に提出しなければならない。
 - 3 発注者は、必要と認める場合には、実地における確認を行うことができ、受注者は発注者の実地における確認に必要な協力を行わなければならない。

- 4 モニタリングの結果、受注者による稼働準備業務の実施が募集要項等及び本件提案を逸脱していると発注者が判断した場合には、発注者は、要求水準書及び別紙1に定めるところにより、是正レベルの認定を行い受注者に通知するとともに、そのレベルに応じ是正指導又は是正勧告を行う。受注者は、要求水準書及び別紙1に定めるところにより、直ちに是正及び復旧を図り、発注者に報告するものとする。
- 5 発注者は、受注者からの是正完了の報告又は是正期限の到来を受け、是正及び復旧が図られたか否かを確認する。是正及び復旧が確認できない場合、発注者は受注者に対し、要求水準書及び別紙1に定めるところにより、是正勧告又は再是正勧告を行う。受注者は、要求水準書及び別紙1に定めるところにより、直ちに是正及び復旧を図り、発注者に報告するものとする。
- 6 再是正勧告の手続を経ても是正及び復旧がなされない場合、発注者は、受注者と協議した上で、当該業務の契約代金の支払について、是正及び復旧がなされるまで留保することができるものとする。
- 7 発注者は、是正指導、是正勧告又は再是正勧告を行った場合には、要求水準書及び別紙1に定めるところにより減額ポイントの付与を行い、その点数に応じて契約代金を減額する。
- 8 発注者は、再是正勧告の手続を経ても受注者が業務の実施状況を是正及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、受注者との協議により、業務不履行となっている業務を実施する企業の変更を求めることができるものとする。
- 9 発注者は、モニタリングの実施を理由として、稼働準備業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(募集要項等に不適合な場合の措置)

第8条 受注者は、契約の履行が募集要項等及び本件提案又は発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、発注者が再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

(条件変更等)

第9条 受注者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、募集要項等及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 履行上の制約等、募集要項等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (4) 募集要項等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等の変更)

第10条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、募集要項等又は契約の履行に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第11条 発注者は、必要があると認めるときは、契約の履行の中止内容を受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が契約の履行の続行に備え、契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の提案)

- 第12条 受注者は、募集要項等又は本件提案について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき募集要項等又は本件提案の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、募集要項等の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定により募集要項等又は本件提案が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第13条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に契約の履行を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第14条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を短縮すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第15条 契約の履行に関し生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 契約の履行に関し第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(検収及び引渡し)

- 第17条 受注者は、契約の履行が完了したときは、募集要項等の定めるところにより、遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知があった日から起算して10日以内に、契約の履行を確認するための検収を完了しなければならない。
 - 3 受注者は、あらかじめ発注者が指定した場合は、指定された日時及び場所において、前項の検収に立ち会わなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者は検収に立ち会わなかったときは、検収の結果について異議を申し立てることはできない。
 - 5 第1項の検収に直接要する費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担する。
 - 6 受注者は、履行の内容が第2項の規定による検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において修補の完了を契約の履行の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

- 第18条 受注者は、前条第2項（前条第6項後段において準用する場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検収に合格したときは、別紙2に基づき発注者に契約代金を請求することができる。なお、発注者は、契約代金について、別紙3に定めるところにより物価変動に基づく金額の改定を行う。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に契約代金を受注者に支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検収をしないときは、その期限を経過した日から検収をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(検収前における使用)

第 19 条 発注者は、第 17 条第 2 項の規定による検収前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 20 条 発注者は、契約の履行内容又は契約の履行による成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は当該履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行内容又はその履行による成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 21 条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条又は第 23 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても契約の履行に着手しないとき。

(2) 納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、発注者の監督、検収の実施に当たり指示に従わないとき又は職務の執行を妨げたとき。

(4) 正当な理由なく、第 20 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 23 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (7) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (8) 第 25 条又は第 26 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 基本契約第 19 条第 3 項の規定により基本契約が解除されたとき。
- (10) 会津若松警察署長からの通知又は回答により受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 24 条 第 22 条各号又は前条第 1 号から第 6 号までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 25 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 26 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 10 条の規定による募集要項等の変更に伴う契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 11 条の規定によるこの契約の履行の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の履行完了後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 27 条 第 25 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(合意解除)

第 28 条 発注者は、必要と認めるときは、第 21 条から前条までの規定にかかわらず、受注者と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除の効果)

第 29 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 3 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に契約の履行を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検収の上、当該検収に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分に相応する契約代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

第 30 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに債務の履行を完了することができないとき
- (2) 第 20 条第 1 項に規定する契約不適合があるとき。
- (3) 第 22 条又は第 23 条の規定により、履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、前項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第22条又は第23条の規定により履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 履行の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第22号）第2条第2号の再生債務者等
- 4 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項各号又は第2項各号に定める場合（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 6 第1項第1号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅延損害金を徴収する。
- 7 前項の遅延損害金の額は、契約金額から検収に合格した履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額（計算した額が100円未満であるときはその全部を、100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てる。）とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第31条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条、第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第18条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額（計算した額が100円未満であるときはその全部を、100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（相殺）

第32条 発注者は、この契約において、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは追徴することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第 33 条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない成果物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 7 発注者は、第 17 条第 2 項の検収の際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 8 第 1 項の規定は、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(法令変更発生時の通知及び協議)

- 第 34 条 受注者は、この契約の締結日以降に法令等（法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導もしくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定もしくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断もしくはその他の措置をいう。以下同じ。）が変更されたことにより、募集要項等及び本件提案に従ってこの契約を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。発注者及び受注者は、当該通知以降、この契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、発注者及び受注者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかにこの契約に基づく業務の内容、増加費用もしくは損害の負担又は予定していた支出を要しなくなったことによる契約金額の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から 60 日以内に発注者及び受注者の間で合意が成立しない場合、発注者は、当該法令等の変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従いこの契約に基づく義務を履行する。

(法令変更による増加費用・損害等の扱い)

第 35 条 法令等の変更により、この契約の履行につき受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に発注者及び受注者の間で合意が成立しない場合は、別紙 4 の定めに従う。

- 2 法令等の変更によって受注者が一定の履行義務を免れたことにより受注者において予定していた支出を要しなくなった場合等、法令等の変更によって受注者において支出を要しなくなった費用等を契約金額から減額することが合理的であると発注者が判断した場合、契約金額の減額については、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に発注者及び受注者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で発注者が契約金額の減額を決定することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(不可抗力発生時の通知及び協議)

第 36 条 受注者は、この契約の締結日以降に不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震もしくは疫病等の公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱もしくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの）であって、発注者又は受注者いずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。以下同じ。）にかかる事由が発生したことにより、募集要項等及び本件提案に従ってこの契約を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、当該通知以降、当該不可抗力事由により履行することが不可能又は著しく困難となったこの契約に基づく義務について、履行期日における履行義務を免れる。ただし、発注者及び受注者は、当該不可抗力事由の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力事由に伴う増加費用及び不可抗力事由により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該不可抗力事由に対応するために、速やかにこの契約に基づく義務の内容、増加費用もしくは損害の負担又は予定していた支出を要しなくなったことによる契約金額の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に発注者及び受注者の間で合意が成立しない場合、発注者は、かかる不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従いこの契約に基づく義務を履行する。

(不可抗力による増加費用・損害等の扱い)

第 37 条 不可抗力事由により、この契約に基づく義務の履行につき受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に発注者及び受注者の間で合意が成立しない場合は、別紙 5 の定めに従う。不可抗力事由によりこの契約に基づく義務の履行につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても同様とする。

- 2 不可抗力事由によって受注者が一定の履行義務を免れたことにより受注者において予定していた支出を要しなくなった場合等、不可抗力事由によって受注者において支出を要しなくなった費用等を契約金額から減額することが合理的であると発注者が判断した場合、当該契約金額の減額については、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に発注者及び受注者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲

で発注者が契約金額の減額を決定することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(暴力団等からの介入の排除等)

第 38 条 受注者は、暴力団、暴力団員又は社会的非難関係者から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに不当要求の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

2 発注者は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、受注者が第 23 条第 1 項第 10 号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

3 受注者は、前項の規定により、発注者が警察署へ照会を行うことについて承諾する。

(個人情報の保護)

第 39 条 発注者及び受注者は、この契約を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の保護に係る約款」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 40 条 この約款に定めのない事項については、会津若松市財務規則の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

(以下余白)

別紙1 モニタリング実施要領

【募集要項別紙4に基づき規定する。】

別紙 2 対価の構成・支払方法

【募集要項別紙 2 に基づき規定する。】

別紙 3 物価変動による支払対価の改定

【募集要項別紙 3 に基づき規定する。】

別紙4 法令変更による費用の負担割合

	発注者負担割合	受注者負担割合
① この契約に基づく業務に類型的又は特別に影響を及ぼす 法令等の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税・地方消費税に関する変更 (なお、消費税・地方消費税の税率が変更された場合は契約金額の改定を行う。)	100%	0%
③ ①及び②以外の法令等の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①のこの契約に基づく業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、当該業務及び当該業務類似のサービスを提供する事業に関する事項について特に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び受注者もしくは当該業務に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙 5 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

この契約に基づく業務の履行期間中に不可抗力が生じ、当該業務に関して受注者に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が契約金額の合計金額相当額の 1 パーセントに至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。

ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、受注者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、発注者の負担部分から控除する。